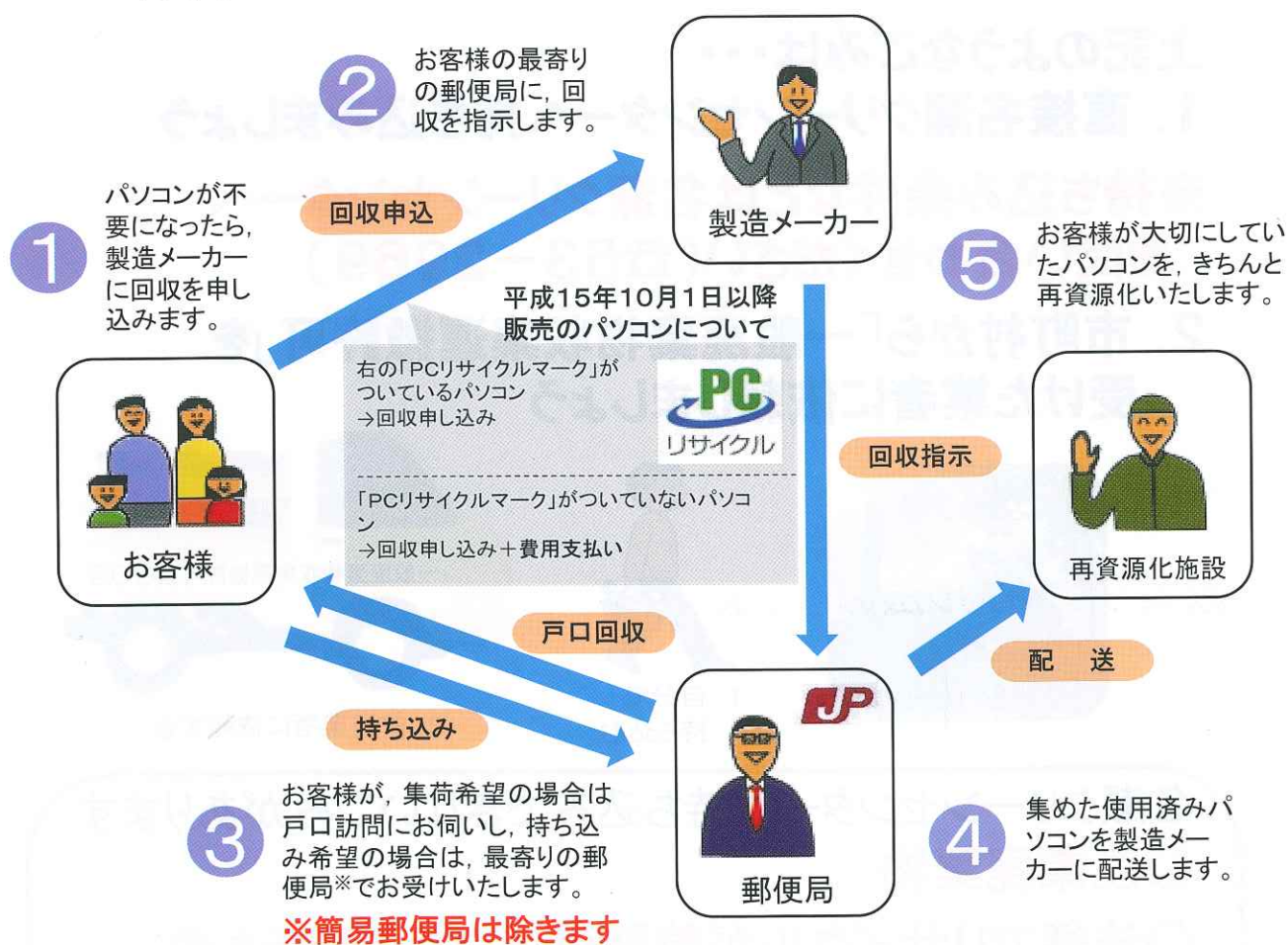


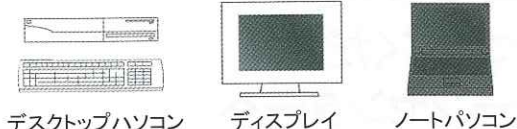
パソコンの処理方法

パソコンは家庭ごみステーション及び名瀬クリーンセンターに出せません!!パソコンリサイクル法に基づく処理をしてください

「資源有効利用促進法」にもとづき、家庭から出される使用済みのパソコンの回収・リサイクルが義務付けられています。これは、消費者の皆様とメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを再資源化することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用の促進をするものです。パソコンの回収・リサイクルは次のような流れとなります。



【対象機器】個人で購入し、不要になった



対象外は次のとおり

- プリンター、スキャナ、ワープロ、マウス、キーボード ⇒「燃やせないごみ」へ
- 回収するメーカーのないパソコン（自作、メーカー倒産などの場合）⇒「パソコン3Rセンター」へ問い合わせ
電話 03-5282-7685

URL <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>

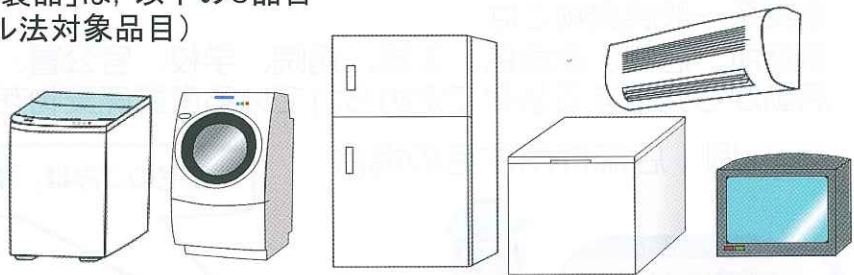


家電製品の処理方法

以下のものは家庭ごみステーション及び名瀬クリーンセンターに出せません!!家電リサイクル法に基づく処理をしてください

この項目でいう「家電製品」は、以下の6品目です。(家電リサイクル法対象品目)

- テレビ
- エアコン
- 洗濯機
- 衣類乾燥機
- 冷蔵庫
- 冷凍庫



不要となった家電製品(6品目)は、消費者が料金を支払い、小売店などに資源として引き取ってもらうことになります。

ワンポイント

- 新品を購入し、同品目の家電製品が不要になった場合は？
⇒新品を購入した小売店に引き取り義務があります。
- 製品を販売した小売店が明確で、近隣にある場合は？
⇒不要になった製品を販売した小売店に引き取り義務があります。
- 新品を購入しないで、不要になった製品を販売した小売店が「不明」「近隣にない」「なくなった」のいずれかの場合は？
⇒**最寄りの小売店に相談して、引き取ってもらう。**

家電リサイクル法のしくみ

